

エム・オーヒューマンサービス株式会社
い〜まC r e a大治 I（放課後等デイサービス）
重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書は、児童福祉法第21条の5の18第3項の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

エム・オーヒューマンサービス株式会社は、利用者に対して放課後等デイサービスを提供します。
施設・設備の概要や提供される放課後等デイサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	エム・オーヒューマンサービス株式会社
法人所在地	名古屋市千種区茶屋坂通2-14
代表者氏名	代表取締役 奥野 悦弥
電話番号	052-385-0515
FAX番号	052-712-1665
ホームページ	http://www.mohs.co.jp

2. 事業の目的と運営の方針

種 類	放課後等デイサービス事業所・平成24年5月1日指定 2350500027
目 的	利用者が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭に置いて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うことを目的とします。
名 称	い〜まC r e a大治 I
管理者	古澤 優
児童発達支援管理責任者	古澤 優
所在地	愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道246番地
主たる対象者	障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害児を含む）及び難病等対象者）
利用定員	10名
営業日	月曜日から金曜日までと第3土曜日 ※但し、日曜日、国民の祝日、年末年始、あらかじめ指定する期間並びに職員研修日を除く。
営業時間	平日：午前10時から午後7時 ※但し学校終了時刻が通常と異なる場合は上記の限りではありません。 学校休業日：午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	平日：午後2時から午後5時30分 ※但し学校終了時刻が通常と異なる場合は上記の限りではありません。学校終了時刻に合わせてサービス提供開始時刻を変更します。 学校休業日：午前10時から午後4時
通常の事業の実施地域	大治町、愛西市、あま市、蟹江町、清須市の全域
運営方針	別紙 児童福祉法に基づくい〜まC r e a大治 I運営規程による
電話番号	052-485-4068
FAX番号	052-485-4069
電子メール	iema-oharu@mohs.co.jp
ホームページ	http://www.mohs.co.jp
開設年月日	平成22年5月1日（旧法児童デイサービス）

3. 職員体制

職 種	区 分				常勤換算後の職員数	指定基準
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			0.25	0.5
児童発達支援管理責任者		1			0.25	
児童指導員				7	1.4	1.6
保育士	1			1	1.1	
強度行動障害支援者養成研修修了者				1	0.5	

4. 職員の勤務体制 ※学校休業日は上記の限りではありません

職 種	勤 務 時 間
管理者兼児童発達支援管理責任者	午前10時 ～ 午後7時 など
保育士（常勤）	午前10時 ～ 午後7時 など
児童指導員、指導員等（非常勤）	午後2時 ～ 午後6時 など

5. 障害児通所支援の利用料及び概要

(1) 利用者の定率負担額

児童福祉法に基づく負担額となります。

(2) 放課後等デイサービス利用に係る実費負担等

放課後等デイサービス利用に係る下記の費用は実費相当額をいただきます。

①創作活動、レクリエーション等実践に係る材料費等の費用。（その都度内容を説明します。）

②食事・おやつ提供に係る費用。（食事代400円・おやつ代100円）

③その他の費用として、当該放課後等デイサービス利用にあたりご負担いただくのが適当な実費等。

※放課後等デイサービスの昼食キャンセルが前日の正午（午後0時）を過ぎますと食事代を請求させていただきます場合がございます。キャンセル時には速やかにご連絡ください。

また急病等の理由によるキャンセルについて欠席時対応加算を算定した場合は、利用者負担上限月額範囲内で利用者負担額を請求させていただきます。

(3) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費から給付されるサービス

児童福祉法に基づく障害児通所給付費（市町村から支給される額）及び利用者の定率負担額等の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、「い〜まC r e a大治 I利用契約書」第4条により作成する個別支援計画に基づくものとします。

種 類	内 容
日常生活における基本動作の訓練	トイレ、食事等の介助、または訓練。コミュニケーションや言語等の日常生活上必要な訓練を行う。
集団生活への適応訓練	音楽、調理実習、スポーツ、芸術活動等のレクリエーションを通して集団活動を学ぶ。
個別指導	上記の訓練で、必要に応じて個別の指導を行う。
その他	日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止する訓練も行う。
送迎	学校及び自宅への送迎を行う。（学校休業日は自宅への送迎）

6. 苦情申立先

苦情解決委員会	苦情受付担当者：石島 結菜
	苦情解決責任者：古澤 優
大治町民生課障害福祉係	所在地： 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1-1 電話番号： 052-444-2711
あま市福祉部障害福祉係	所在地： 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 電話番号： 052-485-5980
愛西市役所健康福祉部社会福祉課	所在地： 愛西市稲葉町米野308番地 電話番号： 0567-55-7115
蟹江町子育て推進課児童福祉係	所在地： 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 電話番号： 0567-95-1111
清須市役所健康福祉部社会福祉課	所在地： 愛知県清須市須ヶ口1238番地 電話番号： 052-400-2911
愛知県健康福祉部障害福祉課	所在地： 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1-2 愛知県庁内 電話番号： 052-954-6317
運営適正化委員会	所在地： 愛知県名古屋市中区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 電話番号： 052-212-5515

7. 健康管理・通院・治療

健康管理	管理者を中心に疾病予防、健康管理に努めます。
通院・治療	放課後等デイサービス時間内に発生した事故や急病について、治療が必要な場合は通院します。また、家庭治療を超えない範囲で簡単な治療を行います。尚、その他の通院に関しては原則として利用者自身（ご家族）で行っていただきます。

8. 非常災害時の対策

非常時の対応	事業者の消防計画及び地震災害時マニュアルにより対応いたします。
防災訓練	事業者の消防計画により、定期の避難・防災訓練を実施いたしますのでご協力ください。
防災設備	・自動火災報知設備 ・火災通報装置 ・誘導灯 ・消火器 ・非常用食品
消防計画	事業所で定めています。 防災責任者：古澤 優

9. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	無
----------	---

10. 事故発生時の対応

- 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録します。
- 事業者は、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 虐待防止に関する事項

- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- 虐待防止責任者（管理者：古澤優）を置き、虐待防止に努めます。

12. 身体拘束等の禁止

- 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を行います。
 - 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

13. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14. 業務継続計画の策定等

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 放課後等デイサービスを利用の際に留意していただく事項

当事業所を利用されている方々の生活の場・日中活動の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。 当事業所を利用する際、本人・対物損害賠償保険にご加入ください。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自分の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、施設で負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。
衛生保持	施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ずお守りください。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。

私は、本書面に基づいてエム・オーヒューマンサービス株式会社の職員から重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____

保護者 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

エム・オーヒューマンサービス株式会社は、_____様に対する放課後等デイサービスの提供にあたり、上記の通り重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

事業所 住所 愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道246番地 _____

名称 い〜まCrea大治I _____

説明者 管理者 古澤 優 _____ 印